



平成23年 第9回臨時会

# 会 議 録

(平成23年11月29日～11月30日)

枕 崎 市 議 会

平成 23 年  
枕崎市議会第9回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 2日間（11月29日～11月30日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分		時 間	内 容
11月29日（火）	本会議		前 9：29	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第9号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 散 会
		委員会	前 10：45	1 総務文教委員会
			後 1：06	1 予算特別委員会
		後 3：06	1 議会運営委員会	
11月30日（水）	本会議		後 2：58	1 再 開 2 議案上程（日程第1号） 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程（日程第2号－第6号） 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 閉 会

# 本 会 議 第 1 日

(平成23年11月29日)

平成23年枕崎市議会第9回臨時会

議事日程（第1号）

平成23年11月29日 午前9時29分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	59	平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）	予 特
5	60	平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
6	61	平成23年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
7	62	平成23年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
8	63	枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総 文
9	64	専決処分の承認を求めることについて	予 特

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員  
3 番 豊 留 榮 子 議員  
5 番 清 水 和 弘 議員  
7 番 禰 占 通 男 議員  
9 番 沢 口 光 広 議員  
11番 吉 松 幸 夫 議員  
13番 中 原 重 信 議員  
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員  
4 番 今 門 求 議員  
6 番 茅 野 勲 議員  
8 番 城 森 史 明 議員  
10番 畠 野 宏 之 議員  
12番 沖 園 強 議員  
14番 吉 嶺 周 作 議員  
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長  
橋之口 寛 書記  
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長  
永 留 秀 一 総務課長  
本 田 親 行 財政課長  
迫 野 豪 水道課長  
園 田 勝 美 市立病院事務長  
四 元 幸 一 監査委員事務局長

地頭所 恵 副市長  
神 園 信 二 企画調整課長  
白 澤 芳 輝 福祉課長  
茶 屋 盛 忠 下水道課長  
田野尻 武 志 監査委員  
東中川 徹 行政係長

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** 平成23年第9回臨時会が本日招集されましたが、出席議員16人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、8番城森史明議員、9番沢口光広議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日から11月30日までの2日間にしてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程はお手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成23年7月から9月分の例月現金出納検査結果報告書及び10月に実施された定期監査報告書を受領し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

次に、日程第4号から第9号までの6件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算4件、条例1件、専決処分の承認を求めることについて1件の計6件であります。

まず、給与改定等、人件費に係る議案から説明いたします。

議案第63号枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額改定を行うとともに、本年12月に支給する期末手当に関する特例措置を設けるものです。

なお、給与改定等に伴う補正予算として、議案第59号平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）、議案第60号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第61号平成23年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）、議案第62号平成23年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）の4件をあわせてお願いしてあります。

人件費に係る4会計の補正額は、合計で820万4,000円の減額で、そのうち実質的な給与改定費は、679万円の減額となります。

詳細につきましては、給与費明細書に記載してございますので、省略させていただきます。

次に、議案第64号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が本年10月1日に施行されたことに伴い、子ども手当システムの改修の必要が生じ、平成23年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提

案理由の説明を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○**2番立石幸徳議員** 私は、第9回の臨時会で提案されております、この本市の職員給与改定に関する議案の中で、最も基本になっております条例の改正議案でございます、第63号。この議案につきまして、執行部の見解に質疑をしたいと思います。

申し上げるまでもございませんが、人事院は国家公務員の改定について、国会及び内閣に対し、勧告をするわけでありまして。しかしながら、本年度は去る9月30日に人事院勧告が出されましたけれども、政府はこの人事院勧告を実施するための給与法改正法案は提出をしないと。人事院勧告は見送るということをしてしております。さらに、10月28日に総務副大臣名によりまして、地方公務員の給与改定に関する取り扱い等についてという通知文書が出されております。各県に対しましてですね。その内容の柱が、本年6月に内閣から国会に出された国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案、この早期成立を期しているのだから地方公務員の給与改定に当たっては、地方公務員法に定める給与改定の諸原則を踏まえて対処すべきであると、このことに留意してほしいという通知文書でございます。

こういったその、人事院勧告制度が発足してからですね、初めての例年と違った状況の中で、関係法律も見送られておるわけなんですけど、本市の場合、この給与改定の議案に当たって、どのような立場で基本的に提案をなされたのか、この点を最初にお尋ねしたいわけなんです。で、条例案の中身については、附則部分の平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置が出されております。これが、こういった事情から提案されているのかですね。つまり、人事院勧告そのものでは期末勤勉手当は改定を見送るという勧告になっておるわけなんですけど、総体的にその4月分以降の減額分を12月期末手当で調整をするということで、そういった理解でいいのか、その点を確認を含めて最初に質疑をいたしたいと思います。

○**永留秀一総務課長** 本市の今回の給与改定についての基本的な立場はどうかという、まず最初の御質問であります。10月28日の国の総務副大臣の通知を受けまして、県のほうで11月10日に人事院勧告等の説明会がございました。その中で、国の立場の説明もあったところではありますが、県としましては、その説明会の内容の大半を人事院勧告の内容説明ということに説明の時間をとりまして、その後、県の人事委員会の報告の説明もあったところでもあります。そこで、県のほうの説明としましては、先ほど立石議員からもありましたように、それぞれの自治体の地方公務員の給与改定に当たりましては、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえて、適切に対処してくださいという説明があったところではありますが、本市としましては、従来も本市は人事委員会を持っておらず、国家公務員に準じて人勧の内容で給与改定を行ってきた、そういう経過がありますので、本年につきましても人勧どおりの給与改定を行いたいということで、本市としての方針を定めて、今回の提案となっているところであります。

それから、2番目の期末手当の調整につきましては、議員からの御指摘のとおり、4月から11月までの月例給の減額分の調整、それから6月の期末勤勉手当の減額調整を12月の期末手当で行うと、そういう内容であります。

○**2番立石幸徳議員** 今、総務課長のほうから答弁があったわけなんですけど、今回の給与改定はまだまだですね、いろんなかたちで尾を引くような状況が予想されるんですよね。つまり、課長答弁にもありましたような、去る10月28日の総務副大臣の通知、これは私も議員控室にもございましたので、つぶさに読ませていただきましたけれども、地方公務員法第59条と地方自治法第245条の4に基づいて通知をすると、こういうふうにかかれております。その内容を詳しく申し上げるわけにはいきませんが、要は課長が国公に準じてという表現も使われましたけれども、地方公務員法の規定によると、当然ながら今後、国家公務員が予想されます7.8%引き下げですね、この法案は既に政府も出されておりますし、最近では野党である自公両党も人事院勧告その

ものの対応についてはちょっと食い違いがありますけれども、東日本大震災のすごいその、復興財源が必要とされることから、野党のほうも国公の7.8%引き下げというような案が出されているように、私のほうは推察いたしております。

そうしますと、いずれかの日に国家公務員のおおよそ7.8%引き下げというのは実現する可能性が非常に高い。そうなってきますと、地方公務員法の考え方からといいたしめようか、法律に準拠しますと、当然ながら本市の職員の給与改定もそれに準ずるような対応が要求がされてまいります。そこらがあるのでですね、この点について、今回のこの議案63号の提案について、労使間ではそういった見通しを踏まえた協議がなされているのかどうなのかですね。

それと、今回の人事院勧告の例年どおりといいたしめようか、対応として民間給与との差額が出ているんですね。これは、去年の給与改定のときにも、本市の民間企業の給与実態はどうなっているのかということで、1年前は調査をしていないということでありましたが、その後まあ、1年前の委員会の中でですね、検討をしたいということでありましたので、本市の民間給与の実態、これを調査しているのであれば、いつ調査をされたのか、その調査内容についても報告をしていただきたいと思っております。

**○永留秀一総務課長** 国の7.8%減額の特例法の影響について、本市も影響があるんじゃないかということで、労使間の協議はどうなっているのかということでもありますけれども、国の特例法はですね、平成23年、24年の2年間の期間限定の特例法でありまして、給与制度そのものを改定するという内容ではございません。

国の総務副大臣の通知にも、特例法に準じて地方公務員の給与改定を考慮しろとかいうことは一言もなく、地方公務員法に定める給与決定の原則に従って、適切な改定をしていただきたいと、そういう国の考えが示されているところであります。で、本市におきましては、今までも人勧準拠と、国家公務員に準拠という考え方でできておりましたので、今年については人勧準拠ということで、給与改定の考え方の方針を決めまして、職員組合とも交渉を行ってきたところであります。国の特例法につきましては、組合としても、その特例法の考え方は地方には及ばさないんだという考え方を組合も持っておりまして、その部分については当局のほうも特例法に倣った減額をしようという考えではありませんでしたので、その部分については論議がなされなかったところではありますが、人勧に準拠するということでは合意をして、今度の給与改定に至ったところでもあります。

それから、本市の民間企業の給与調査についてであります。去年の給与改定の委員会でも論議になりまして、民間の給与の調査を行うべきだという御指摘がありましたので、ことしはですね、11月時点のですね、民間企業について給与実態調査という、そこまでの詳しい調査ではありませんが、アンケート的なかたちでですね、その事業所の平均給与、それから職員の平均年齢、そういったかたちで調査を行ったところであります。で、事業所に調査をお願いしまして、そのうち4事業所の回答があったところでありますが、この結果につきましては、人事院の調査あるいは人事委員会の調査でもそれぞれの事業所の平均給与とかの公表は行っておりませんので、本市もアンケートとはいえ、平均の給与の発表しか公表できないんじゃないかと思っております。4事業所の単純な平均給与としましては、11月時点で25万8,416円という、4事業所の単純平均の月額給与というアンケート結果になっております。

**○地頭所恵副市長** 私のほうから、先ほど御質問のありました国家公務員の7.8%の削減における組合交渉の絡みの御質問がありましたので、補足してお答えいたします。

この国家公務員の削減につきましては、東日本大震災という非常に大きな災害を受けての財源確保という面もありまして、期間を限って削減をするということですのでございまして、総務課長からございましたように、制度的な改正という側面ではないというふうにとらえたところがございます。ということになりますと、やはり制度面につきましては人事院の勧告に基づいて、私ども

としては改定をしたいということで、労使の協議を行ったところでございます。その制度面以外のそういう削減につきましては、本市の場合は、平成16年の10月から厳しい財政状況等を踏まえて、職員の一定率の給与削減を継続し、本年も引き続いて行っておりますので、そういう面では国よりも早い時期から厳しい財政状況を反映した削減を行っているところでございます。

この取り扱いについては、また来年度どうするかということについてはですね、組合と協議をしていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

**○2番立石幸徳議員** 最初申し上げましたように、政府自体がですね、人事院勧告は見送るということで、臨時特例法案を出しているわけですよね。これは、いずれの日にか、きちっとしたかたちで国家公務員の給与の法案が成立するでしょうから、その時点でまた当然、地方公務員の給与のあり方は論議がぶり返すと思いますよ。といいますのが、財政的にこれは当然、交付税の絡みが出てまいりますよね。で、10月28日の総務副大臣の通知も総務課長が言いますように、地方公務員法の諸原則を踏まえよということは、臨時であろうが何であろうが、地公法の第24条の3、つまり職員の給与は生計費並びに国及び云々ということで、国の事情を考えろということで、今まで人事院勧告のあるたんびにですよ、国公並みに国公並みにということで対応してきたわけですよ。今回、国家公務員が細かい部分は別にしましても、7.8%という引き下げ給与の法律が成立したら、地方は完全無視ということになっていくのかですね。具体的に、交付税がですよ、もう国のほうは地方財政計画なりでその部分については認めないという、国からの交付税の対応がなされますと、本市は相変わらず、この人事院勧告のと通りの給与を続行するということになりますと、その差額は直接、市民、住民負担というかたちになっていくおそれがあるわけですね。ですから、現時点でそこらをどのような見通しをされて、対応がなされたのかということをお尋ねしているわけです。

それから、これ基本的な部分ですので、今度の人事院勧告にも出されております定年制度の延長、現在の60歳定年制をこれも確定ではございませんが、近い将来、65歳定年にするというその動きについて、人事院も勧告をしておりますが、本市の場合はこの65歳定年制に向けてのいろんな準備といいたいまいしょうか、もろもろの試算、計画そういった協議はなされているのかどうか、最後にお尋ねをしておきます。

**○地頭所恵副市長** まず私のほうからは、前段で御質問をいただきました地財計画への影響について、答弁をいたします。

来年度の地財計画につきましては、まだ今の段階では具体的な内容が判明していないところでございますので、地方公務員の人件費がどのようなかたちになるのかというのは把握できていないところでございます。ただ、国家公務員の7.8%という削減を地方財政にそのまま当てはめるのかどうかということにつきましては、非常に大きな議論があるところでございます。

先日行われました全国知事会議におきまして、知事のお一人の方から御発言がございまして、その中で地方公務員給与の削減の動きについてということで、我々が勘案すべき国家公務員の給与は人事院勧告のマイナス0.23%であって、特例法の7.8%ではないと。この点については、十分政府としても受けとめていただきたいと。国家公務員と同様の給与引き下げを地方自治体に強制することはないというふうに考えていただきたいというような主張がされておきまして、現に各都道府県もそれぞれ人事院勧告を踏まえながら、各県の人事委員会の勧告で給与改定をされているところではないかと思っております。その際の、国のほうの答弁としましても、国家公務員の給与をどうするかと国会でもよく聞かれるが、やはり地方公務員法があるのでそこは地方の判断だと説明をしているというような回答があるところでございまして、地方自治ということが非常に重要なものと思われているような現状におきまして、地方の状況を踏まえずにですね、一方的に地方財政計画の中で削減を強制するような措置をとられるのに対しては、地方として非常に反対が強いのではないかと思っておりますので、そういう地方財政計画の動向につきましてはそ

ういった点も踏まえながら、十分子どもも注視していく必要があると考えているところでございます。

**○永留秀一総務課長** 人事院勧告で定年制の延長についての意見がありましたので、状況を説明いたしたいと思えます。公的年金の支給年齢の引き上げが平成25年度以降予定されておりました、その支給年齢の引き上げにあわせて平成25年度の60歳定年職員から定年を61歳として、3年ごとに1歳ずつ段階的に定年を引き上げまして、最終的に、平成37年度に定年を65歳とするという、そういう意見が申し出られております。本市におきましては、こういった国家公務員の動向を注視しながらですね、定年の引き上げに対応する職制をどうするかとか、考えていけないと思っております。現在のところですね、具体的な検討は行っておりません。今後、国やら県の説明会等もあると思えますので、それを参考にしながら具体的検討に入っていきたいと考えております。

**○依積田義信議長** 牧信利議員。

**○15番牧信利議員** まず、給与関係の件で、幾つかお尋ねします。まず第一に、今回の給与改定の特徴ですね、改定率、それからこの改定による減額のいわゆる職員に与える影響額、そして地域経済に対する影響額、以上まず、お尋ねします。

それから、専決処分にかかわって、今回はシステムの改善ということで予算としては出されていますが、制度の中身の問題ですね。今回の子ども手当というのは、どういう内容のものか。今回の子ども手当にかかわって、いわゆる手当がふえる世帯、手当が減る世帯、対象人数これはどうなっているのか。

さらに、今回の子ども手当と関連して、ことしの1月から行われている年少者の扶養控除の廃止による家計への影響、これはどのようになっているのか、以上お尋ねをいたします。

**○永留秀一総務課長** 今回の人事院勧告は、基本的に月例給の引き下げということが大きな柱になっておまして、この月例給の引き下げにつきましては、人事院勧告では平均でマイナスの0.23%ということになっております。これは、給料表にそれぞれ割り当てられた職員全体の平均になるもんですから、本市の分布状況と国の分布状況が違っておますので、国はマイナス0.23%となっているんですが、本市におきましてはマイナスの0.31%という減額率になっております。国より、40歳以上の減額率が高いもんですから、国より高齢、平均年齢が高いということが原因となっております。

それから、影響額でありますけれども、年間の職員の給与としましては、平均で1万7,279円の一人当たり平均で減額となるという影響額であります。

それから、2番目のお尋ねの民間経済への影響についてであります。これはちょっと把握できないところであります。申しわけありません。

**○白澤芳輝福祉課長** ただいま議員からもありましたけども、今回専決処分として本臨時会に承認を求めていますのは、予算関係議案のみでございますので御承知おき願いたいと思えます。

まず、その中で子ども手当の改正内容ということでございますけれども、概要につきましては3歳未満が月額1万5,000円、3歳以上小学校終了前の第1子、第2子が月額1万円、それから第3子以降が月額1万5,000円、中学生が月額1万円ということでございます。で、従来の子ども手当と違います、23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の中で、従来と違ってきますのは子供に対しても国内居住要件を設けるということ、それから児童養護施設に入所している子供等についても施設の設置者等に支給するかたちで手当を支給するという、それから3番目に、未成年後見人や父母指定者に対しても、父母と同様の要件で手当を支給するという、それと看護、生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子供と同居している者に支給するという、5番目に保育料を手当から直接徴収できるようにするという、それから学校給食費等については本人同意により、手当から納付することができる仕組みとすることという

ようなのが、主な内容でございます。

あと影響額等の、子ども手当の手当がふえる、減る、それから年少者扶養関係の影響につきましては12月定例会に提案する予定で、ただいま準備中でございます。

**○15番 牧信利議員** 人事院勧告に準ずると言うんですけど、実際、枕崎は0.31%の減額と、こういうような改定になっているということですよ。この差というのは、何か根拠があるんですか。平均年齢の問題が出されていますが、何を根拠にして人事院勧告と本市改定の差が出てきているんですか、これを明らかにしていただきたい。

それから、減額の総額ですね、市職員の今回減額になるわけですから、その総額は幾らになるんですかね、一人あたりはさっきお聞きいたしました。

それから、先ほども質疑がなされておりましたが、今回はいわゆる政府が特例法というのを国会に出している、こういうことですね。しかし、人事院勧告というのは、労働基本権の制約の代償措置として実際できている。これはつまり、憲法に基づいて行われるそういう段階の対応をしているわけですよ。憲法の保障されたものを制約しているんだから、人事院勧告は守るとというのが基本ですよ。だから、人事院が勧告を出して、それに基づいて政府が給与改定案を国会に提出して決めていくというのがこれまでの手順だった。今回はそうじゃないですよ。まさに、憲法違反と言えるものですが、今回のこのような政府のやり方、これについては市長自身はどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

**○神園征市長** 別段、不都合なものとは考えておりません。

**○永留秀一総務課長** 最初の、国が0.23%で、何で枕崎が0.31%になるのかということですが、議案63号にですね、つけてあります別表第1という表があると思います。この給料表をですね、この給料表は、人勧の改定をされた給料表と全く同じ額を枕崎もこの同じ給料表に改定しようとするものであります。この給料表にそれぞれの職員が当てはめられているわけですが、一律に減額率になっているというわけではなくて、若年層の、40歳未満のところはマイナスがなくて、現状維持という、そういう内容になっておまして、40歳から60歳にかけて少しずつ減額率が高いと。一番高いところは、マイナスの0.49%という、そういう高い年齢ほど減額率が高くなっているということになっているものですから、枕崎のほうが国家公務員より平均年齢が高いという実情がありますので、それだけ全体ですれば減額率が高くなったという、そういう結果ということでもあります。最初から0.31を当てはめたということじゃなくて、この給料表で計算した結果が0.31%になって、国は0.23%になったという、そういうことでもあります。

**○15番 牧信利議員** 従来の改定のときの説明とことしはちょっと違うんじゃないですか。いわゆる皆さん方が言うのは、官民格差の是正というような一貫して言っているわけですよ。今回は、そういう説明はされていない。人事院勧告は、官民格差の是正として0.23と言っているわけですよ。県の人事委員会も0.32と、これは民間との格差を是正と、こう言っているわけですよ。そうすると、枕崎市はそうじゃないんだ。年齢によるんだと、こういうふうになってくるんですか。ちょっと、根拠が数字的に計算したみた結果、実態でそうなったんだというふうなことはおかしいんじゃないですか。人事院勧告制度というのは、少なくともいろいろ結果として評価は違いますが、民間との格差是正というのが基本なんですよ。民間も上がれば公務員も上がると。民間が低いときは、公務員も下げてもらおうという基本でやられているんじゃないですか。ことしの場合、全国的には民間企業の賃金もアップしているわけですよ。例えば、春闘共闘会議のものでいくと5,610円アップですよ、1.87%。連合の話し合いの中でも4,294円上がっている、1.71%のアップです。全国的に民間企業は、給料はふえている。その中で、やっていくというわけですからね。それなりに、たまたま高年齢者の職員が多いからこういうふうに数字と結果として出ますと言うと、県の人事委員会は民間との格差として0.32というのを打ち出しています。だから、今の説明では根拠が明確にされていないと思うんですね。

それともう1つ、今回の改定はですよ、いわゆる経験豊富な熟練した職員。この人たちの給与を大幅にダウンすると。これはですね、今後の人材育成の点から考えても、また行政のサービス向上という点から考えてもね、極めて大きな問題ですよ。ベテランの職員の賃金を下げるというね、なぜそういうふうになったのか。ここには国の方針が反映されるんじゃないですか。国は定年延長をすと言っているわけでしょ。しかし、延長後の60歳から65歳に定年延長した場合は、給与は70%にすると。在職、いわゆる60歳時代の給与の70%。そういうことをするために今、高年齢の職員の給与を下げていくという準備をしているんじゃないですか。つまり、経験豊富な職員を安い賃金で使うという、将来に向けた土台づくりを今回の改定でやると。震災復興がどうのこうのと言って、政府はですよ、特例法をつくって大幅賃下げをやろうとしているんですから。実際、大企業はですよ、257兆円もため込んでいるんですよ。そのうち、100兆円は現金で抱えている。前も言いましたように、日銀総裁は、大企業は使い道がないと困っていると言う、そういう金を震災復興に回してもらえばいいわけですよ。国債を買ってもらおうとか。そういうのはやらないで、労働者に犠牲を押しつける。それは結局、公務員が下がったんだから、今度は民間企業へ賃下げという波がまた行くわけです。これは、言うなら日本の今、置かれている経済状況を発展させることじゃなくて、ますます日本経済を冷え込ませる方向じゃないかと思うんですが、そういう総合的な今回の改定の持つ意味、これについては市長自身はどう考えているんですか。以上、最後の質問です。

**○地頭所恵副市長** 私のほうから、前段の御質問についてお答えをさせていただきます。民間との格差という意味で、民間の給料のほうが上がっているのではないかというようなお話でございますが、人事院の報告及び勧告によりますと、人事院としては当然民間の調査をする中で、4月の給与を公務員と民間と比較をした中で、月例給の格差が金額に言いますと899円の格差があるということで、率としましては0.23%を民間のほう安くなっているということでございます。そして、その中身としましては高齢層の、年齢とか経験年数によって給与を細かく調査をされますので、その中で高齢層が高くなっている部分が大きくて、こういうかたちの数字に出ているということで、その民間との差が大きな部分、高齢層の部分について格差を是正するための給料表の改定がなされたということでございます。その給料表の改定された給料表を私どもとしましては、これまでどおり人事院勧告に基づいた改定ということで、勧告で示されました給料表のとおり給料表に改定をすることによって、民間との格差を是正しようということで、今回提案をさせていただいているところでございます。

ですから、御指摘のようなかたちで、高齢層を将来の定年延長等を見据えたかたちでの給料の削減ということでは決してございませんで、あくまでも民間との格差というのを調査した結果に基づいての給料表の改定でございます。ですから、私どもとしましてもそれにのっとったかたちで民間との格差を是正するという条例の改正案を提案しているところでございます。

**○永留秀一総務課長** 先ほど2回目の質問で答弁漏れがありましたので、御答弁をいたします。

全体の給与改定の影響額は幾らかと、全体額は幾らかということだったんですが、共済費も含んだ全体の影響額としては679万円の減額ということになります。このうち、先ほど一人当たりの影響額を1万7,279円と申し上げましたが、これは共済費を除いた額でありまして、これに対応する全体額は482万1,000円という影響額になります。

**○神園征市長** 私に対しての質疑の要旨がちょっとわかりませんでしたので、もう1回お願いしたいと思います。

**○俵積田義信議長** 牧議員。

**○15番牧信利議員** いわゆるベテラン職員に対して、今回大幅な引き下げを行うということは、職員の育成を進めるという政策上からも問題があるんじゃないのかということなんです。それについての見解。

○神園征市長 そのようには考えておりませんで、ただいま副市長が答弁したとおりでございます。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○12番沖園強議員 今までの論議をお聞きしておきまして、1つだけ答弁漏れがあるんですけど、ただその質疑をする前に、給与構造改革等がございまして、特に公務員の給与構造というのが高年齢に従いまして、定期昇給が保障されていると。そして、今までワタリとかいろんな特昇とかございまして、そういう高年齢層のところ非常に過剰な、民間と比較して給与制限になっていたということの見直しを今、人勸が一步踏み込んだと私はそう受けとめております。ただ、先ほど民間の11月時点の平均給与等の報告があったんですが、平均年齢はどうかですね、その比較として本市が47歳10月で、平均で35万5,000円という給与が出ているんですが、先ほど民間の場合は25万8,000円と、平均年齢は幾らなんですか。

○永留秀一総務課長 回答のあった4事業所の単純平均になります、40歳ということになります。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算関係議案につきましては、先例により、各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います、御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○依積田義信議長 異議がありますので、起立によって決したいと思います。

予算特別委員会を設置し、その構成は各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名とし、予算関係議案を付託することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 賛成多数であります。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時31分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、立石幸徳議員、沢口光広議員、吉松幸夫議員、沖園強議員、吉嶺周作議員、牧信利議員、豊留榮子議員、清水和弘議員、茅野勲議員、禰占通男議員、中原重信議員、新屋敷幸隆議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時31分 散会

# 本 会 議 第 2 日

(平成23年11月30日)

平成23年枕崎市議会第9回臨時会

議事日程（第2号）

平成23年11月30日 午後2時58分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	63	枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総 文
2	59	平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）	予 特
3	60	平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
4	61	平成23年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
5	62	平成23年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
6	64	専決処分の承認を求めることについて	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員  
3 番 豊 留 榮 子 議員  
5 番 清 水 和 弘 議員  
7 番 禰 占 通 男 議員  
9 番 沢 口 光 広 議員  
11番 吉 松 幸 夫 議員  
13番 中 原 重 信 議員  
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員  
4 番 今 門 求 議員  
6 番 茅 野 勲 議員  
8 番 城 森 史 明 議員  
10番 畠 野 宏 之 議員  
12番 沖 園 強 議員  
14番 吉 嶺 周 作 議員  
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長  
橋之口 寛 書記  
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長  
永 留 秀 一 総務課長  
本 田 親 行 財政課長  
迫 野 豪 水道課長  
園 田 勝 美 市立病院事務長  
児 玉 義 孝 選管事務局長

地頭所 恵 副市長  
神 園 信 二 企画調整課長  
白 澤 芳 輝 福祉課長  
茶 屋 盛 忠 下水道課長  
四 元 幸 一 監査委員事務局長  
東中川 徹 行政係長

午後 2 時 58 分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第 1 号を議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[今門求総務文教委員長 登壇]

○**今門求総務文教委員長** ただいま議題となりました日程第 1 号について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

日程第 1 号枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額の設定を行うとともに、本年12月に支給する期末手当に関する特例措置を設けるものであります。

まず、第 1 条の改正は、給料表の改正で、特に40歳代以上の中高年齢層の給料月額を引き下げようとするものであります。

なお、本市は現在、給料の独自カットを行っているため、実際の給料の支給額は改正された給料表の額から、1 級から 7 級までのそれぞれの級に対応したカット率を減じた額になるということです。

次に、第 2 条の改正は、給料月額の見給保障を行っている職員について、給料表の改正と均衡をとるために、引き下げの調整を行おうとするものであります。

附則の第 2 項は、本年12月に支給する期末手当において減額調整を行う特例措置を設けようとするもので、調整の内容は、本年 4 月分から11月分までの月例給与及び 6 月分の期末手当・勤勉手当の額に調整率を掛けた額を減額しようとするものであります。

なお、今回の給与改定は、県下19市がおおむね本市同様に給与改定を行っているということです。

委員から、民間企業給与の実態調査についてただしましたところ、昨年の委員会での指摘もあり、民間の給与実態についても把握すべきだと考え、今回、直近の11月の状況でのアンケート的な調査を行ったものの、現行の本市の体制では、枕崎市の民間企業調査を反映した給与改定をすることは難しいということですとありました。

そこで、本市としては、これまでも人事院勧告に沿って官民の格差是正するかたちをとってきているので、今後とも、人事院勧告に準じた給与改定をしていきたいとの説明がありました。

また委員から、国家公務員の給与減額の特例法案が成立した場合、地方交付税の人員費への影響額についてただしましたところ、地方交付税への人員費の計上は、細かな費用の積算によって単位費用などが決定されるため、今の時点では影響額を把握するのは難しいとの答弁がありました。

これに対し、委員から、財源的に億以上の財源の目減りが発生すると予想されるものは、しっかりと前もって把握しておくべきであるといった意見がありました。

本件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

牧信利議員。

○15番 牧信利議員 私は、日本共産党市議団を代表して、議案第63号枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

まず、今回の市職員の給与引き下げ、これは民主党政権が人事院勧告の実施を見送り、国家公務員の給与を7.8%引き下げる臨時特例法案を閣議決定するという公務員労働者の労働基本権を制限した代償措置としての人事院勧告を無視するという憲法違反を行うもで行われたことでもあります。今回の給与引き下げは、40歳以上の中高年齢層の職員に民間との格差是正を理由に、大幅な引き下げを行うものです。長年の経験と積み上げた能力を持つベテラン職員に対して、それを評価するのではなく、逆に賃下げを行うことは職員管理上の上からも、市民サービスの向上という点からも認めることはできません。

枕崎市においては、平成16年から今日までの市職員の賃金カットが行われてきていますが、それは総額で8億6,557万円にも及んでいます。これ以上の職員の賃金引下げは、民間企業の労働者の賃金をさらに引き下げるといって、悪循環をつくり出すものとなります。今の日本経済は、回復の兆しささえ見えません。この経済の回復のためには、国内経済の6割を占める個人消費をふやすことがかぎである。そのためには、国民の懐を温める政策を実行することです。ところが、今、政府そして自治体で行われていることは、そういう方向とは逆のこと、ますます経済の冷え込みを推進する方向であります。

震災復興の財源は、一年間で2兆円もの大企業への行き過ぎた言動をやめること。320億円もの政党助成金を廃止すること。3,000億円ものアメリカ軍への思いやり予算を削ること。こういうものこそ、真っ先にやめるべきである。大企業は、257兆円のため込みを抱え、使い道がないと嘆いていると日銀総裁は国会で答弁しました。このような重要な問題を正規として、全くメスを入れず、国民への増税と公務員労働者への賃下げを行うことは許されません。以上の立場から、今回の給与改定については反対をするものであります。

○依積田義信議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号から第6号までの5件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

新屋敷幸隆議員。

[新屋敷幸隆予算特別委員長 登壇]

○新屋敷幸隆予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第2号から日程第6号までの5件について、予算特別委員会の審査並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、委員長に新屋敷幸隆、副委員長に瀬占通男委員を選任いたしました。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

日程第2号から日程第5号までの補正予算4件につきましては、関連がありますので、一括議題として審査を行いました。

まず、日程第2号平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正については、人事院勧告に準じた給与の減額及びその他の要因による人件費の補正で、歳入歳出それぞれ685万2,000円を減額し、予算総額を103億3,989万8,000円にしようとするものであります。なお、給与改定のみの影響額については608万円の減額で、これらの補正財源として繰越金685万2,000円の減で措置したとのことであります。

次に、日程第3号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申

上げます。

歳入歳出予算の補正は37万円を増額し、総額を8億0,839万4,000円にしようとするものであります。

補正予算の内容は、給与改定に伴う人件費の減額及びその他人件費の増額であります。以上の財源として、繰越金37万円の増で措置したとのことであります。

次に、日程第4号平成23年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等に伴う補正で、医業費用を90万6,000円減額しようとするものであります。

給与改定に伴う影響額は20万5,000円の減で、給料の改定率は0.15%のマイナスとなり、また人事異動等に伴う増減分については、看護師の退職及び新規採用に伴う人事異動等により、70万1,000円の減となっています。この結果、特別損失を含む補正後の収益的収支は1億9,554万6,000円の純損失となる見込みとのことであります。

次に、日程第5号平成23年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に基づく給与の改定と人事異動等に伴う減額を計上したところであり、実質的な給与改定費は32万1,000円の減額となり、さらに人事異動等に伴う減額分を含めると、合計で81万6,000円の減額となります。

収益的収入及び支出において、支出を31万7,000円減額し、総額を4億4,981万5,000円にしようとするもので、当初予算額より0.07%の減となります。

この結果、収入額を4億6,779万3,000円に対し、支出額を4億4,981万5,000円となり、税抜き後で1,296万7,000円の当年度純利益となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出においては、支出を49万9,000円減額し、総額を1億9,670万3,000円にしようとするもので、当初予算額より0.25%の減となります。

なお、これに伴い、予算第7条に定めた職員給与費は81万6,000円減の1億1,814万8,000円をお願いしようとするものであるとのことであります。

今回の人事院勧告に準じた給与改定の骨子と影響額については、今回の改正は、月例給が引き下げとなっていることと、それに伴い、本年12月に支給する期末手当から特例減額を行っているとのことであり、月例給については40歳代以上の中高年齢層の給料月額を引き下げようとするもので、職員の月例給与全体ではマイナス0.31%の引き下げとなっています。

また、影響額について、職員一人当たりの年間平均給与は1万7,279円のマイナスとなり、一般、下水道、病院、水道の4会計合計で共済費を含めて679万円の減額となるとのことであります。

なお、人事院勧告と本市の改定率の違いについては、職員の年齢層の分布状況によって、国、県、各地方公共団体それぞれ若干異なってくるとの説明がありました。

まず、今日まで、本市職員の給与改定については、現制度の中で、本市には人事委員会もないので、民間の給与実態をつぶさに調べて勧告している人事院勧告に基づいて、改定してきているという実態に対し、委員から、市民の特に人件費を中心に見る目というのは非常に厳しいものがあるので、当局の姿勢として、本市民間企業の実態を的確に抑えておくべきであるといった意見がありました。

また一方、本市は県下のラスパイレス指数が下位から4番目という状況の中で、枕崎市だけがこれ以上、給料を下げるとなれば、市職員の士気が低下しかねないといった意見に加え、市職員は給与に見合った仕事を自負を持って行っていくよう要望がありました。

日程第2号から日程第5号までの4件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が本年10月1日に施行されたことに伴い、子ども手当システムの改修の必要が生じ、平成23年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法の規定により専決処分をし、議会の承認を求めるものであります。

この子ども手当のシステム改修は、特別措置法で来年の3月までのものであり、来年4月1日以降の子ども手当については、不透明であるとの説明がありました。

なお、このシステム改修は、子ども手当は申請主義であるため、対象者を把握するための改修であり、改正周知のためのパンフレットを同封し、全認定請求対象者に対して申請書を送付しているとのこととあります。

本件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

牧信利議員。

○**15番牧信利議員** 私は今、予算特別委員長報告に対して、反対の立場から討論を行います。

議案第59号平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）、議案第60号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第61号平成23年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）、議案第62号平成23年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）、そして議案第64号専決処分の承認を求めることについて、反対の立場から討論を行います。

給与引き下げの関係議案については、先ほど総務委員長報告に対する討論で基本的な部分を述べております。今、公務員に対する攻撃が大がかりに行われています。メディアもこれをあおっています。こういう中で、働く者の権利というのが侵害をされています。今回、政府が人事院勧告を実施を見送るといふ、まさに憲法違反の行為を平気でやることには、このようなマスコミを使った大々的な宣伝が行われている。それを背景として、やられているものであります。それらの攻撃に対して、我が党は広く国民と共同して、このような日本経済を一層深刻なものに推し進めようとするたくらみ、国民への増税と福祉、暮らしへの攻撃をこれまで以上に進めようとする勢力の動き、これらと断固として闘わなければならないと考えています。

日本経済の今後の回復のかぎは先ほど述べましたが、まさに個人消費をふやすこと、ここにあります。今回のこの公務員給与引き下げ、これはまさにそういう方向と逆行するものであります。これらの戦いは、国民的な理解が得られれば必ずその方向は国民のものとなっていくと考えております。そういう点では、日本共産党は幅広い国民と国民の命、暮らしを守る。大企業やアメリカ言いなりの政治を変える。この目標を立てて、今後とも引き続き、奮闘しながら働く者の権利、暮らしを守って頑張るものであります。

次に、専決処分の関係であります。この専決処分自体は、子ども手当の制度にかかわるシステム改修の予算であります。しかし、この子ども手当制度そのものが極めて多くの問題を含んでいるということとあります。300万人の子供については、手当がふえる。ところが、1,420万人の子供については手当が減額される。これは、厚生労働省の資料に基づいて、我が党の高橋議員が国会で取り上げ、厚生労働大臣も負担がふえるというのを認めています。子供の3割が負担増になる、こういう状況。民主党政権は、この子ども手当を実行するための財源として、年少扶養控

除を廃止します。この結果、増税になる人たちが出てきている。子ども手当が支給されても、差し引き増税と、そういう今度の制度は子ども手当から給食費、保育料、放課後の学童クラブの費用、教材費、修学旅行の積み立て、それらも天引きできるようになっています。保育料については、親の同意なしで天引きするとんでもない制度であり、こういう制度は一日も早くやめて、少なくとももとの児童手当制度に復帰し、そのもとにおいて新たな制度をつくると、こういう取り組みをすることが今、求められています。そういう立場から、専決処分については反対をいたします。以上で終わります。

○依積田義信議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、起立により採決いたします。

まず、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第64号は承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会において議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成23年第9回臨時会を閉会いたします。

午後3時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 城 森 史 明

枕崎市議会議員 沢 口 光 広